

軽油引取税研修資料

平成30年11月7日（水）

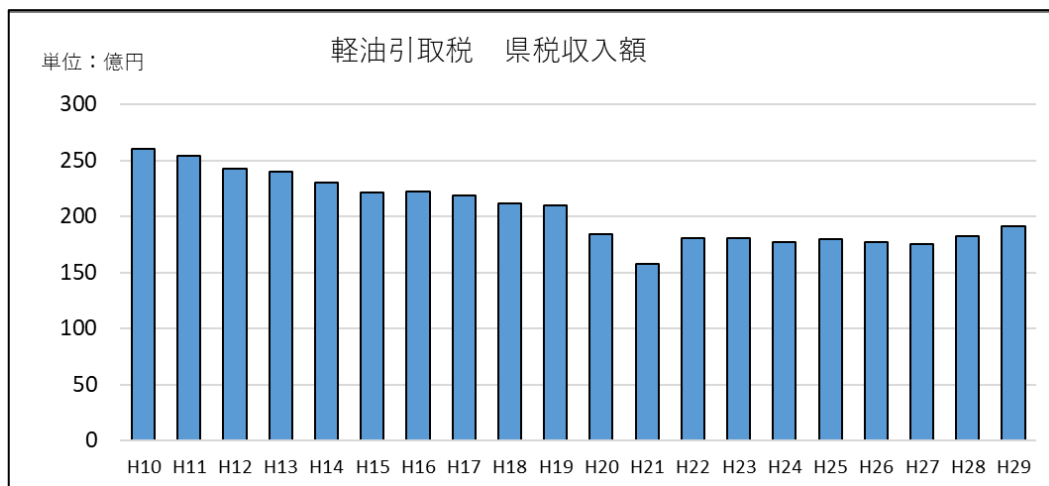
目 次

- 1 岡山県の軽油引取税収入額等
- 2 不正軽油対策
- 3 誤申告（納入地誤り）の防止について
- 4 免税軽油制度の近況と注意点について
- 5 軽油引取税の軽油の納入数量明細書（16号の10様式別表）の記載等
についてお願い
- 6 軽油引取税に関する調査に係る質問検査権

1 岡山県の軽油引取税収入額等

岡山県の軽油引取税収入額

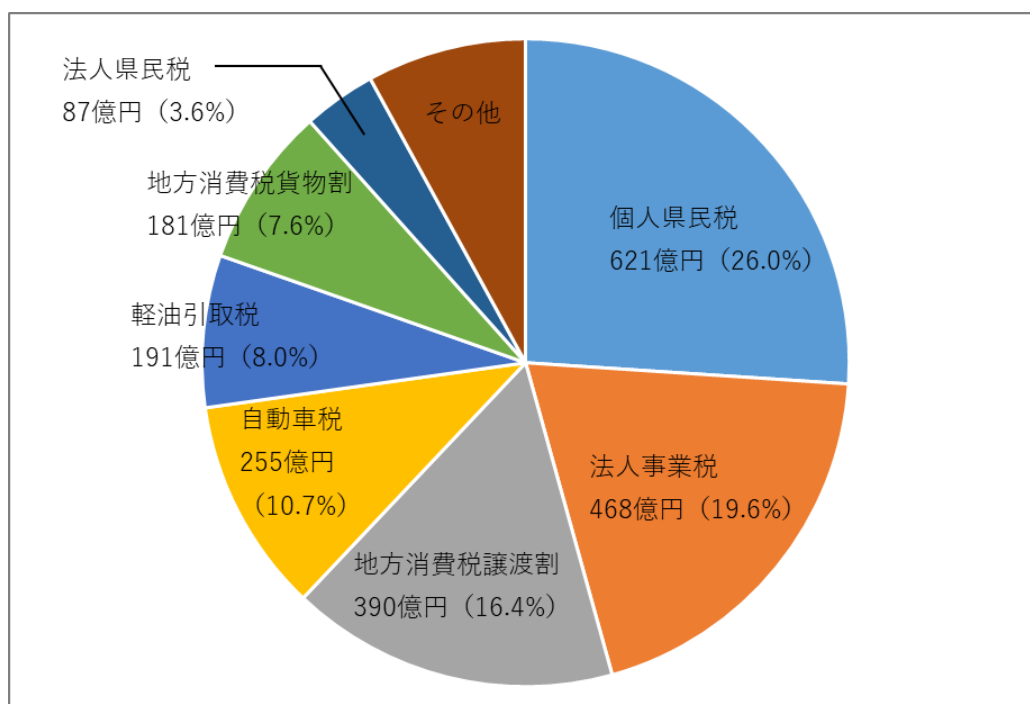
◇ 平成29年度までの推移



◇ 県税収入に占める割合（平成29年度）

県全体 2,383億円（対前年比 101.4%）

うち軽油引取税 191億円（対前年比 104.9%）



2 不正軽油対策

(1) 平成29年度軽油の抜き取り調査結果（岡山県実施分）

種別	抜取本数 (本)	検出本数 (本)	検出率 (%)
路上での軽油抜取	116	0	0
インタンク保有者 (特徴者、石油販売業者を含む)	469	1	0.2
免税軽油使用者	26	0	0
その他	22	2	9.1

※検出本数は、クマリン（灯油及び重油の識別剤）の検出等の異常がみられたもの

【参考】平成29年10月全国一斉路上抜取調査

地域	抜取本数	混和嫌疑本数 (うち県外分)	検出率 (%)
北海道 東北	798	0(0)	0
関東 甲信越	1,054	3(3)	0.3
東海 北陸	414	3(1)	0.7
近畿	314	10(7)	3.2
中国 四国	390	1(1)	0.3
九州	466	0(0)	0
合計	3,436	17(12)	0.5

(2) 平成30年度不正軽油対策広報について

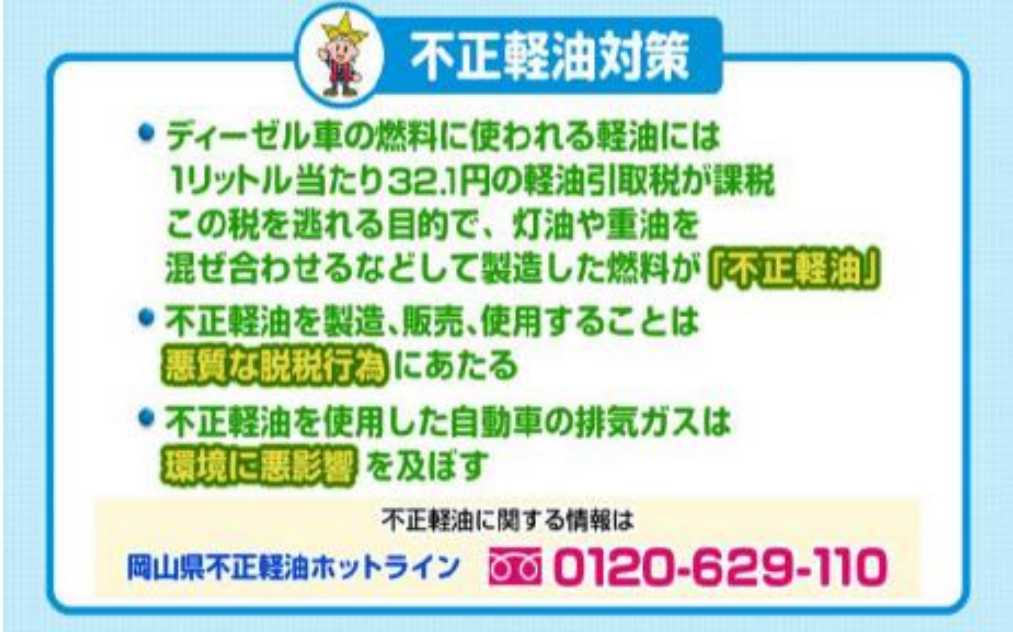
ア 不正軽油対策ポスター及びチラシ

岡山県不正軽油対策協議会の不正軽油対策ポスター及びチラシを作成します。SS店頭等での啓発に活用いただきますようお願いいたします。

県が行う軽油抜取調査時（路上抜取を除く）にも、ポスター及びチラシを配付し、ポスターについては、事業所に掲示いただくよう依頼しています。

イ テレビ・ラジオ

(7) RSK「晴れの国生き生きテレビ」7月8日放送分



不正軽油対策

- ディーゼル車の燃料に使われる軽油には1リットル当たり32.1円の軽油引取税が課税
この税を逃れる目的で、灯油や重油を混ぜ合わせるなどして製造した燃料が「不正軽油」
- 不正軽油を製造、販売、使用することは悪質な脱税行為にあたる
- 不正軽油を使用した自動車の排気ガスは環境に悪影響を及ぼす

不正軽油に関する情報は
岡山県不正軽油ホットライン ☎ 0120-629-110

(1) FMラジオ 7月31日放送分

(2) NHKデータ放送7月分への掲載

(3) 他県との連携

不正が疑われる軽油について、製造事業者が存在する府県に対して、本県の調査結果を情報提供し、早期に解決するよう連携し、取り組んでいます。

【実績】

平成27年度	通報・情報提供件数	他県から1件、他県へ3件
平成28年度	通報・情報提供件数	他県から4件、他県へ1件
平成29年度	通報・情報提供件数	他県から2件、他県へ1件
平成30年度	通報・情報提供件数	他県から0件、他県へ1件

(現時点)

(4) 岡山県不正軽油ホットライン

岡山県では、県庁税務課内に不正軽油ホットラインを設置し、不正軽油の製造や流通を撲滅するための情報収集を行っています。不正が疑われる軽油に関する情報をお持ちの場合は、不正軽油ホットラインまでお知らせください。

また、石油業界をはじめとする関係者の皆さまに、不正軽油ホットラインを広報のうえ活用いただきますようお願いいたします。

連絡先：岡山県不正軽油ホットライン（岡山県庁税務課）
フリーダイヤル 0120-629-110

【不正ガソリンについてはこちら】

連絡先：不正ガソリン110番（広島国税局）
フリーダイヤル 0120-283-110

3 誤申告（納入地誤り）の防止について

- ・ 軽油の引渡しと現実の納入を誰が行ったかをよく確認してください。
- ・ 次の課税の仕組みを理解して、申告先の県がどこになるかを確認してください。
不明な場合は、申告前に県民局担当にお問い合わせください。

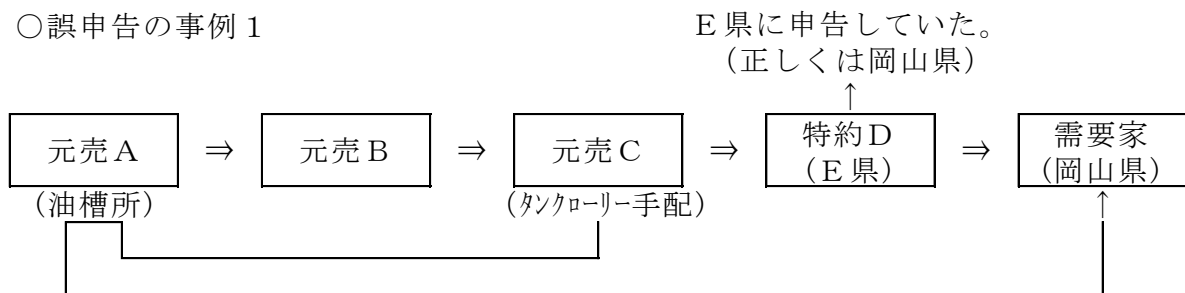
(軽油引取税の課税客体)

- ・ 特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り、元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。）で、その引取りに係る軽油の現実の納入を伴うもの

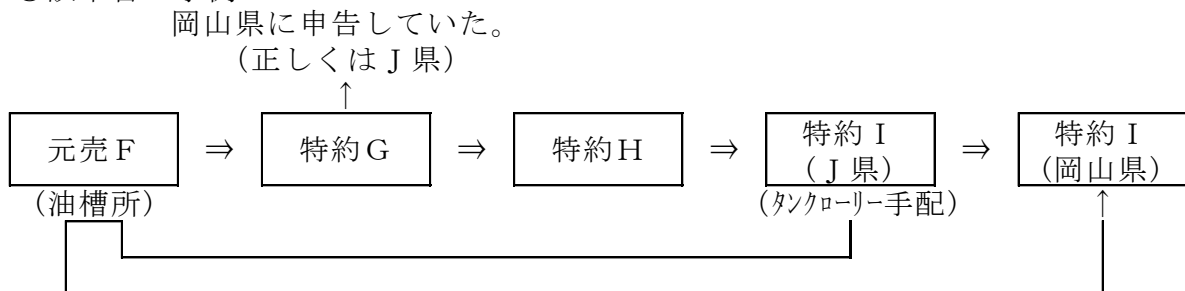
(申告先)

- ・ 軽油の納入地所在の県
- ・ ただし、石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合は、販売業者の納入に係る事業所所在の県

○誤申告の事例 1



○誤申告の事例 2



⇒商流 →物流

4 免税軽油制度の近況と注意点について

(1) 平成30年度税制改正

軽油引取税の用途による課税免除	
地方税法第144条の6により課税免除となるもの	
免税軽油使用者	免税用途
石油化学製品を製造する事業を営む者	エチレン、プロピレンの原料 潤滑油、グリース又はインキ用溶剤の原料 等
地方税法附則第12条の2の7により課税免除となるもの(平成30年3月31日まで)	
免税軽油使用者	免税用途
船舶の使用者	船舶の動力源
自衛隊の使用する機械を管理する者	通信機械、電波機械、自動車などの電源又は動力源
鉄道事業者又は軌道事業を営む者、専用の鉄道を設置する者又は専用側線において車両の入換作業を営む者	鉄道用車両、軌道用車両の動力源
日本貨物鉄道(株)	駅の構内その他これに類するコンテナ貨物の取扱いを行う場所において専らコンテナ貨物の積卸しのために使用する機械の動力源
農業又は林業を営む者、委託を受けて行う農作業、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び素材生産業を営む者	耕うん整地機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械、畜産用機械、製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造機の動力源
セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く。)を営む者	事業場内において、専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用する機械の動力源
生コンクリート製造業を営む者	事業場内において、専ら骨材の積み卸しのために使用する機械の動力源
電気供給業を営む者	汽力発電装置の動燃用など
鉱物(岩石及び砂利を含む。)の掘採事業を営む者	さく岩機及び動力付試すい機並びに事業場内において、専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源
とび・土工事業を営む者	工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械の動力源
鉱さいバラス製造業を営む者	事業場内において、専ら鉱さいの破碎又は鉱さいバラスの集積若しくは積み込みのために使用する機械の動力源
港湾運送業を営む者 倉庫業を営む者	港湾において、専ら港湾運送のために使用する機械の動力源 倉庫において、専ら倉庫業のために使用する機械の動力源
鉄道(軌道を含む)に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者	駅の構内において、専ら鉄道運送業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道により運送される貨物の鉄道の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用する機械の動力源
航空運送サービス業を営む者	特定の飛行場において、専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用する機械の動力源
廃棄物処理業を営む者	廃棄物の埋立地内において、専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源
木材加工業を営む者 木材市場業を営む者	事業場内において、専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源 事業場内において、専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源
たい肥製造業を営む者	事業場内において、専らたい肥の製造工程において使用する機械の動力源
索道事業を営む者	スキー場において、専らスキー場の整備のために使用する機械の動力源
※平成30年3月31日で免税軽油業種廃止	
免税軽油使用者	免税用途
地熱資源開発事業を営む者	動力付試すい機の動力源
※平成27年3月31日で免税軽油業種廃止	
免税軽油使用者	免税用途
海上保安庁	航路標識の電源
警察通信設備を設置し、及び管理する者	警察通信設備の電源
消防庁及び地方公共団体	消防事務の用に供する電気通信設備の電源
陶磁器製造業を営む者	陶磁器の製造工程における焼成及び乾燥
※平成24年3月31日で免税軽油業種廃止	
公衆の通信の用に供する電気通信設備を設置し、及び管理する者	公衆の通信の用に供する電気通信設備への電源
放送事業者	放送の用に供する施設の電源
建設用粘土製品製造業を営む者 鉄鋼業を営む者	建設用粘土製品の製造工程における焼成及び乾燥 鋼板、鋼管などの製造工程における熱処理用など
自動車教習所業を営む者	自動車運転技能の教習のために使用する教習指導員若しくは技能検定員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置又は無線指導装置を備えた機械の動力源
ゴルフ場業を営む者	ゴルフ場において、専らゴルフ場の整備のために使用する機械の動力源

(2) 免税証の受取りの注意点（各給油所に徹底をお願いします。）

- ア 免税証と引き換えに免税軽油の引渡しを行ってください。その際、免税証の裏に、販売店の名称、免税軽油の引取日、免税軽油使用者の住所氏名が書かれていることを確認してください。
- イ 大口の取引先等で代金決済時に免税証を受け取る場合は、必ず免税証と免税軽油の引取りの対応関係が分かるようにしておいてください（申告書に記載された免税軽油と免税証が対応していること。）。
- ウ 免税証の数量は、印字よりも少ない数量には訂正できます。訂正の上、訂正印が押されていることを確認してください。
- エ 免税証の受取りの際、必ず有効期間を確認してください（申告時に課税免除を否認することがよくあります。）。
- オ 「免税取扱特別徴収義務者」（免税証の交付を行った県の特別徴収義務者）以外の販売業者が免税軽油を販売する場合、販売業者からの免税証の受取りも有効期間内に行われていなければなりません（その販売業者は免税軽油使用者に代わって免税軽油の引取りを行うということになるため。）。また、岡山県の免税証を他県の申告書に添付して課税免除を受けることはできません（船以外の業種）。
- カ 免税証は、譲渡が禁止されています（罰則あり）。したがって、免税軽油使用者ではない人が免税軽油を買いに来たことが分かった場合は、県への連絡をお願いします。

5 軽油引取税の軽油の納入数量明細書（第16号の10様式別表）の記載等についてのお願い

県では、納入地の都道府県誤りや申告漏れ等をチェックするため、各特別徴収義務者から提出される軽油引取税の軽油の納入数量明細書（16号の10様式別表）と各元売業者から提出される納入先別納入数量等報告書（16号の37様式）との確認を行っています。

また、正規の軽油の流れを把握することで、不正軽油の経路等の調査に活用することも目的としています。

そのため、次のことについて、御協力をお願いします。

（1）不要な行の削除

取引を行わなくなった等で不要となった行は、納入を受けた者の氏名・納入地～引渡に係る軽油の納入を行った者に取消線を引いてください。

（2）正しい事業者名及び住所の記入

納入を受けた者の氏名や住所に誤りがある場合は、取消線を引き、正しいものを記入してください。

また、新たに取引を開始したものについては、納入を受けた者の氏名や住所を記入してください。

軽油の納入数量明細書

(月 日 ~ 月 日)

第十六号の十様式別表 (提出用) (用紙日本工業規格 A 4) (第八条の二十八関係)

登録特別徴収義務者の氏名又は名称		納入を受けた者		納入数量 うち課税対象とならない数量	引渡しに係る軽油の 納入を行った者	コード	枚のうち 枚
氏名又は名称	コード	納入地	ド				
〇〇石油(株)		平成 30 年 月 日			〇〇石油(株) 県庁SS		
岡山市北区内山下.....					元売エネルギー(株)		
1	(株)日運輸 岡山支店	←	倉敷支店		元売エネルギー(株)		
2	(株)日運輸 倉敷支店	←	津山支店		〇〇石油(株) 県庁SS		
2	(株)日運輸 津山支店	←	倉敷支店		〇〇石油(株) 県庁SS		
	石油販売(株) 岡山SS				〇〇石油(株) 県庁SS		
	石油販売(株) 倉敷SS				〇〇石油(株) 県庁SS		
	石油販売(株) 玉野SS				〇〇石油(株) 県庁SS		
	石油販売(株) 津山SS				〇〇石油(株) 県庁SS		
	石油販売(株) 和気SS				〇〇石油(株) 県庁SS		
	自動車の保有者				〇〇石油(株) 県庁SS		
計							

- 1 (株)日運輸 岡山支店が閉鎖となり、取引がなくなった場合
- 2 (株)日運輸 → 倉敷支店に名称変更がある場合

6 軽油引取税に関する調査に係る質問検査権

地方税法

(徴税吏員の軽油引取税に関する調査に係る質問検査権)

第百四十四条の十一 道府県の徴税吏員は、軽油引取税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この節において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

- 一 特別徴収義務者
 - 二 納税義務者又は納税義務があると認められる者
 - 三 軽油を内燃機関の燃料として使用できると認められる自動車の保有者
 - 四 前三号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
 - 五 石油製品販売業者、石油製品を運搬する者その他前各号に掲げる者以外の者で、当該軽油引取税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの
- 2 略
- 3 第一項の場合においては、当該徴税吏員は、軽油その他の石油製品について、必要最少限度の数量を見本品として採取することができる。
- 4 第一項又は前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 5～7 略

(軽油引取税に係る検査拒否等に関する罪)

第百四十四条の十二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第三項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者
 - 三 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。